

東京都と陸上自衛隊の医療救護部門における 平時からの連携について

資料 3

覚書の締結について

- 東京都保健医療局医療政策部と陸上自衛隊東部方面総監部医務官室の間で、自然災害等により東京都が被災した際に、医療、輸送等の医療救護活動を円滑に実施できるよう、**平時において実施する協力事項をまとめた文書を締結（令和 6 年 3 月 4 日付け）**
- 自衛隊と都道府県の災害時等の協力は自衛隊法第 8 3 条に基づく災害派遣要請の形で行われるため、今回の文書は**災害派遣が円滑に進むよう、平時からの協力事項について定める実務的な文書**
- 内容は両者間の**定期的な情報連絡会議と訓練を含む技術交流の実施**

※ 災害派遣要請（自衛隊法第 8 3 条）

自衛隊への自然災害時等の協力要請は、自衛隊法第 8 3 条において都道府県知事等が防衛大臣等に災害派遣要請として行うこととされている。
災害派遣は、捜索・救助、水防、医療、防疫、給水、人員や物資の輸送など、様々な形で行われる。

東京DMA Tの参加について

- 災害時における東京都と陸上自衛隊衛生科部隊等との連携は、災害現場や避難所、対策本部での活動など、多様な場面で必要であるため、今後、**都主催・自衛隊主催に関わらず、合同での訓練等が想定される。**
- 陸上自衛隊からは、東京DMA Tとの交流も期待されているが、東京DMA Tと自衛隊衛生科部隊の連携は、**実施内容によっては、東京DMA Tの既存の活動の枠組を超える可能性**がある。

（取扱）

- 従来の**活動内容との整合性が取れる**場合は、**東京DMA Tの訓練参加とする。**
- **活動内容との整合性が取れない場合も、災害医療の向上に繋がる可能性**がある際は、**試行的な技術交流の取組**として、東京DMA Tの参加も認める。
- その場合は、東京DMA Tとしての**正式な訓練参加とすることが困難**なため、体制強化を検討する場である「**東京DMA Tの体制強化に向けた検討部会**」の**実地開催など、参加者を限定して運用する。**

（※令和 6 年 3 月 4 日に技術交流会を実施）

※ 自衛隊との文書上は、医療関係団体、医療機関及び他の保健医療活動チームも参加可能な文言としている。

東京DMATとしての訓練参加が可能なもの

都の本部や医療対策拠点での活動を想定した訓練



陸上自衛隊衛生科隊

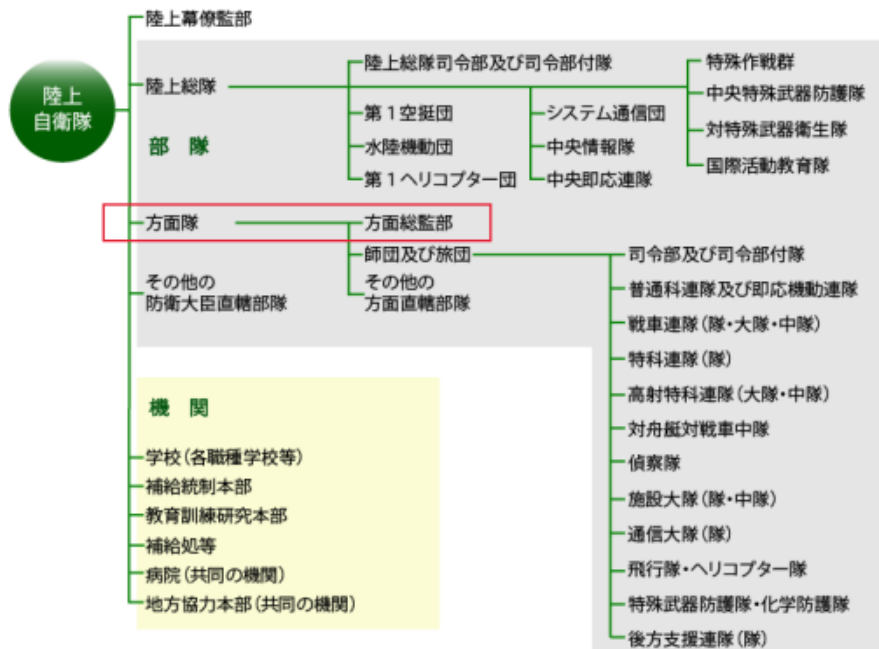
試行的な技術交流とすべきもの（例示）

自衛隊中央病院での医療救護・搬送訓練への参加



自衛隊の装備ユニットを活用した訓練への参加





参考：陸上自衛隊の組織について

○東部方面隊

都圏・関東・甲信越地方および静岡県を含むうち1都10県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・新潟県・長野県・山梨県・静岡県）の防衛警備や首都直下型地震を含む災害などにいち早く対応する役割を担う。

○第1師団

東部方面隊直轄の地域配備師団。東京都練馬駐屯地に司令部を置き、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、山梨県、千葉県、茨城県の防衛警備及び災害派遣を担任している。



引用：陸上自衛隊ホームページ